

## 焼津市市民まちづくり活動事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、活力あるまちづくりを市民と協働で推進するため、まちづくり活動事業を行う市民活動団体に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、焼津市補助金等交付規則（昭和60年焼津市規則第1号）及びこの要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において「まちづくり活動事業」とは、地域の活性化又は地域の課題解決を目指して、市民が自主的かつ自立的に行う事業であって、不特定かつ多数の市民の利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する団体又は市長が特に認めた団体（以下「補助対象団体」という。）とする。

- (1) 市内に事務所又は活動の拠点があること。
- (2) 構成員が5人以上の団体であること。
- (3) 組織の運営に関する規約等があること。
- (4) 焼津市が出資その他の財政支援を行う団体でないこと。
- (5) 特定の政治活動及び宗教活動を行う団体でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の構成員が役員である団体でないこと。

### (補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象団体が主に市内を拠点に行うまちづくり活動事業であって、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 初期的事業 まちづくり活動事業を軌道に乗せるために行う事業（まちづくり活動事業を始める補助対象団体又はまちづくり活動事業を始めて2年以内の補助対象団体が行うものに限る。）
  - (2) 発展的事業 前号に規定する補助対象団体以外の補助対象団体がまちづくり活動事業の拡充を図るために行う事業又は新たに行う事業
- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業が次の各号のいずれかに該当するときは、補助の対象としない。
- (1) 同一年度において、国又は地方公共団体による補助、助成その他の財政支援を受けている事業
  - (2) 事業の効果が特定の個人又は団体に帰属するもの
  - (3) 専ら営利を目的とし、公共性を欠くもの

### (補助金の額等)

第5条 補助金の額は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

補助事業の区分	補助率	補助金の額の上限
初期的事業	10/10以内	10万円
発展的事業	8/10以内	30万円

2 補助対象事業に要する経費のうち、補助の対象となる経費は、別表に定めるとおりとする。この場合において、次に掲げる経費は、補助の対象の経費にならないものとする。

- (1) 団体の存立のための経常的な活動に要する経費
- (2) 事務所等を維持するための経費
- (3) 構成員による会合の飲食費
- (4) 構成員に対する人件費、謝礼等
- (5) 不動産及びその従物の取得に要する経費

3 算定した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付回数)

第6条 補助金の交付回数は、1団体につき、初期的事業にあつては1回、発展的事业にあつては通算3回を限度とする。ただし、同一年度においては、1回を限度とする。

(補助金の申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者は、次に掲げる書類を市長が別に定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 焼津市市民まちづくり活動事業費補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 団体概要書（第2号様式）
- (3) 収支予算書（第3号様式）
- (4) 団体の規約、会則又は定款
- (5) 構成員名簿

(審査委員会の設置)

第8条 市長は、補助対象事業を審査するために、焼津市市民まちづくり活動事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会に関する事項は、市長が別に定める。

(交付の決定)

第9条 市長は、第7条の申請があつたときは、前条の審査委員会に諮り、補助金の交付について決定し、焼津市市民まちづくり活動事業費補助金交付・不交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更等)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象事業を変更、中止又は廃止（以下「変更等」という。）しようとするときは、次に掲げる書類を提出し、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 焼津市市民まちづくり活動事業変更等承認申請書（第5号様式）
- (2) 変更収支予算書（第3号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、これを承認したときは、焼津市市民まちづくり活動事業変更等承認書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業が終了したときは、次に掲げる書類を事業完了の日から起算して20日後の日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 焼津市市民まちづくり活動事業実績報告書（第7号様式）
  - (2) 収支決算書（第3号様式）
  - (3) 写真、パンフレットその他の事業の実績を示す文書等
  - (4) 領収書、請求書等の写し
- （補助金の確定）

第12条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助額を確定し、焼津市市民まちづくり活動事業費補助金交付確定通知書（第8号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（請求の手續）

第13条 前条の確定通知を受けた者は、焼津市市民まちづくり活動事業費補助金請求書（第9号様式）を、確定通知を受けた日から起算して20日以内に市長に提出しなければならない。

（概算払の請求手續）

第14条 補助事業者は、交付決定を受けた補助金の額の100分の80以内において概算払の請求をすることができる。この場合において、焼津市市民まちづくり活動事業費補助金概算払請求書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消等）

第15条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたものがあるときは、交付決定を取り消すものとする。

- 2 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全額を返還させるものとする。

（補助対象事業の内容及び成果等の公表）

第16条 補助金の交付を受けた団体は、補助対象事業の内容及び成果等を積極的に公表するとともに、当該団体に代わって市が当該公表を行う場合は、これを承諾するものとする。

（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この告示は、公示の日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。
- （失効）
- 2 この告示は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までにこの告示により補助金の交付決定を受けたものに対する補助金の交付については、なお従前の例による。

（補助対象事業及び審査の特例）

- 3 次に掲げる団体が行うまちづくり活動事業で第7条に規定する補助金の申請があったときは、第4条第1項の規定にかかわらず、補助対象事業とみなす。この場合において、第8条第1項に規定する審査委員会の審査に付さないものとする。

- (1) 大井川町地域参加のまちづくり条例（平成11年大井川町条例第7号）第3条第1項の規定により設置された住区まちづくり委員会
- (2) 大井川町の編入の日の前日までに大井川町生きいき活動推進事業費助成金交付要領に基づき平成20年度の助成金の交付決定を受けた団体  
（補助金の額の特例）

4 第5条第1項の規定にかかわらず、前項の規定により補助対象事業とみなされるまちづくり活動事業に係る各年度の補助金の額については、次の表に定めるとおとする。

補助事業の区分	年度	補助率	補助金の額の上限
前項第1号の団体が行うまちづくり活動事業	平成21年度	10/10以内	50万円
	平成22年度	8/10以内	50万円
	平成23年度	6/10以内	50万円
前項第2号の団体が行うまちづくり活動事業	平成21年度	10/10以内	20万円
	平成22年度	8/10以内	20万円
	平成23年度	6/10以内	20万円

別表

費目	補助の対象となる経費
人件費	事業実施のため必要と認められるスタッフの雇用に対する賃金
報償費	外部の講師、指導者その他の事業協力者（以下「講師等」という。）に対する謝礼、記念品等
旅費	講師等に対する交通費及び宿泊費の実費並びに事業実施に必要な交通費等
需用費	チラシ、ポスター、報告書等の印刷製本費、消耗品等の購入費並びに事業実施のために必要と認められる材料費及び飲食費（講師等に提供するものに限る。）
役務費	各種資料、備品等を送付するための通信運搬費及びその他事業実施のために必要と認められる各種手数料等
保険料	事業実施に係る損害賠償保険料等
委託費	事業の一部を外部に委託した場合の委託料
使用料及び賃借料	会場等の使用料、機器類の賃借（レンタル）料及び車両の借上料等
備品購入費	事業実施のために必要不可欠と認められる備品の購入費で、管理責任者を明確にしたもの（取得価格が5万円以下のものに限る。）
企画事務費	上記に掲げる補助対象となる額の合計額の15パーセント以内の額

第1号様式（第7条関係）

焼津市市民まちづくり活動事業費補助金交付申請書

年 月 日	
(宛先) 焼津市長	
申請者 所在地 団体名 代表者 電 話	
⑩	
焼津市市民まちづくり活動事業費補助金交付要綱第7条の規定により補助金の交付を申請します。	
補助対象事業の名称	
補助事業の区分	
補助対象経費の総額	金 円
補助金の申請額	金 円
事業の計画	別紙のとおり
事業予定期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

代表者欄は、役職及び氏名を記載するものとし、代表者本人が署名する場合は、押印は不要です。

## 事業の計画

現状（課題）	
目 的	
計 画 内 容 （日時、場所、 対象者、具体的 内容、実施 体制等）	
期待される 効 果	
備 考	

第2号様式（第7条関係）

団体概要書

団体の名称	(フリガナ)
代表者氏名	(フリガナ)
団体の住所	〒
市内の事務所所在地 又は活動の拠点	〒
電話番号	
設立年月日	年 月 日
構成員数	人
設立の経緯	
活動の目的	
主な活動内容	
年間予算額	円

この団体概要書には、団体の規約、会則又は定款その他これらに準ずるものを添付してください。

第3号様式（第7条、第10条、第11条関係）

収支予算書  
 (変更収支予算書)  
 (収支決算書)

1 収入の部

(単位：円)

費目	当初予算額 (変更前予算額) (現計予算額)	(現計予算額) (決算額)	比較増減	摘要
計				

2 支出の部

(単位：円)

費目	当初予算額 (変更前予算額) (現計予算額)	(現計予算額) (決算額)	比較増減	摘要
計				



第4号様式（第9条関係）

焼津市市民まちづくり活動事業費  
補助金交付・不交付決定通知書

第 年 月 日 号

様

焼津市長

印

年 月 日付けで申請のあった補助金については、下記のとおり決定したので、焼津市市民まちづくり活動事業費補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

- 1 交付・不交付の決定 交 付 ・ 不 交 付
- 2 交 付 決 定 額 金 円
- 3 交 付 の 条 件 焼津市補助金等交付規則及び焼津市市民まちづくり活動事業費補助金交付要綱を遵守すること。

第5号様式（第10条関係）

焼津市市民まちづくり活動事業変更等承認申請書

年 月 日

（宛先）焼津市長

申請者

所在地

団体名

代表者

電 話

⑩

焼津市市民まちづくり活動事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、補助対象事業の変更・中止・廃止の承認を受けたいので申請します。

記

1 交付決定

年 月 日付け 第 号

2 変更内容

3 変更・中止・廃止の理由

4 変更が補助事業に及ぼす影響及び効果

5 中止・廃止後の措置

第6号様式（第10条関係）

焼津市市民まちづくり活動事業変更等承認書

第 年 月 日 号

様

焼津市長 印

年 月 日付けで申請のあった焼津市市民まちづくり活動事業費補助金に関する補助対象事業の変更・中止・廃止については、下記のとおり承認したので、焼津市市民まちづくり活動事業費補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

1 承認する事項

変更内容

中止期間

廃止

2 補助金変更決定額

交付決定額 金 円

変更決定額 金 円

3 指示事項

第7号様式（第11条関係）

焼津市市民まちづくり活動事業実績報告書

<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 焼津市長</p> <p style="text-align: center;">申請者 所在地 団体名 代表者 電 話</p> <p style="text-align: right;">⑩</p> <p style="text-align: center;">年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた補助対象事業 が完了したので、焼津市市民まちづくり活動事業費補助金交付要綱第11条の規定に より報告します。</p>	
補助対象事業の名称	
補助事業の区分	
補助対象経費の総額	金 円
補助金交付決定額	金 円
事業の実績	別紙のとおり
事業実施期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

代表者欄は、役職及び氏名を記載するものとし、代表者本人が署名する場合は、押印は不要です。

## 事業の実績

実施内容 (日時、場所、対象者、具体的内容、実施体制等)	
事業の成果	
今後の方向性	
備考	

第8号様式（第12条関係）

焼津市市民まちづくり活動事業費補助金交付確定通知書

第 年 月 日  
号

様

焼津市長 印

年 月 日付けで実績報告のあった補助金については、下記  
のとおり確定したので、焼津市市民まちづくり活動事業費補助金交付要  
綱第12条の規定により通知します。

記

- |   |       |   |   |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 金 | 円 |

第9号様式（第13条関係）

焼津市市民まちづくり活動事業費補助金請求書

金額				百万			千			円
----	--	--	--	----	--	--	---	--	--	---

内訳 交付確定額 金 円  
 概算払を受けた額 金 円  
 差引請求額 金 円

焼津市市民まちづくり活動事業費補助金を請求します。

年 月 日

(宛先) 焼津市長

申請者  
 所在地  
 団体名  
 代表者  
 電話

印

口座振替 依頼書	振込先 金融機関	銀行・農協 店 ・信用金庫	預金 種目	普通・当座
	口座 名義人		口座番号	

第10号様式（第14条関係）

焼津市市民まちづくり活動事業費補助金概算払請求書

金額				百万			千			円
----	--	--	--	----	--	--	---	--	--	---

内訳 交付決定額 金 円  
 概算払を受けた額 金 円  
 今回概算払請求額 金 円

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた焼津市市民まちづくり活動事業費補助金について概算払の請求をします。

年 月 日

(宛先) 焼津市長

申請者  
 所在地  
 団体名  
 代表者  
 電話

印

口座振替 依頼書	振込先 金融機関	銀行・農協 店 ・信用金庫	預金 種目	普通・当座
	口座 名義人		口座 番号	